

令和8年6月30日

山梨県福祉保健部健康増進課

課長 齊藤由美子

電話 055-223-1493 (内線 3500)

報道関係者各位

## 『熱中症予防対策強化期間』について

本県では、令和8年7月1日（水）から9月30日（水）までを「熱中症予防対策強化期間」と定め、対策の一層の強化を図ります。

昨年度の「熱中症警戒アラート」発表日数は41日となり、一昨年の約1.3倍に増加しました。また、熱中症による救急搬送件数も691件と近年で最多となっています。今後も気温上昇に伴い、熱中症リスクのさらなる高まりが懸念されます。

熱中症は重症化すると命に関わる危険があり、また、発症者の増加は救急医療体制の逼迫を招く恐れがあります。一方で、適切な対策により予防が可能です。

このため県では、関係機関と連携の上、注意喚起を強化し、熱中症の予防に取り組めます。

報道機関の皆様におかれましては、熱中症予防の啓発につながるよう、取材・周知にご協力をお願いします。

### 【熱中症予防対策強化期間の主な取組】

- ・啓発強化（県HP、チラシ、テレビ、県広報メディア、訪問等）
- ・相談窓口「救急安全センターやまなし（#7119）」の活用周知
- ・涼み処の拡充

※熱中症予防対策強化期間のお知らせ

<https://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/kenkozukuri/h2510nechusyou.html>